

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 包装資材の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌月末日起算90日後支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 設計図の作成等を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ クリーニング業務を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 事務用品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請代金を手形及び小切手により支払う場合において、支払期日が自社の休業日に当たった場合に、自社の翌営業日に手形及び小切手を下請事業者へ交付することにより、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 紙器製品の加工を下請事業者へ委託しているE社は、「値引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 配管部材の製造を下請事業者へ委託しているF社は、過去に下請代金の支払を手形払と定めており、下請事業者からの希望で現金による支払に変更して継続していたところ、現金で支払う際に、「商品代早払利息」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 楽器の配送業務を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ④ 自動車の修理を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者との間で下請代

金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- 事務用品の製造を下請事業者に委託しているI社は、受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があったことを理由に、下請事業者の給付を受領してから返品していた。

4 買ったとき（第4条第1項第5号）

- 包装資材の製造及び加工を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一部の加工の対価を含めずに下請代金の額を定めていた。

5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 農機具等の修理を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社の専用伝票の購入を余儀なくさせていた。

6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に支払わせていた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 包装資材の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、無償でサンプルを提供させていた。

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- 包装資材の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に発注するに当たり、発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず、納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして無償で製造のやり直しをさせていた。